

上信越高原国立公園須坂・高山地域管理計画 第5章行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項 新旧対照表

(1) 許可、届出等取扱方針 ア特別地域 関係

改正案		現行		
<p>ア 特別地域</p> <p>特別地域における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成22年4月1日付け環自国発第100401006号）第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成22年4月1日付け環自国発第100401008号）において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。また、国立公園の保護又は利用の推進のために、行為に際し特に配慮を求め事項を下記のとおり定める。</p>		<p>ア 特別地域</p> <p>特別地域内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等取扱要領」（平成12年3月30日付け環自国第180-1号）第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、同条第30項の規定に基づき環境庁長官が定めた「上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（平成12年9月6日付け環境庁告示第61号）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号）において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。</p>		
行為の種類	取扱方針	行為の種類	地区	取扱方針
全行為共通	<p><審査基準></p> <p>(ア) 展望・眺望</p> <p>●周囲の自然環境と調和し、第3章1. に掲げる主要展望地からの展望を妨げないものであること。</p> <p>(イ) 規模</p> <p>●風致の保護上の判断に重点を置き、行為の目的を達成するために必要な最小限の規模とすること。</p> <p>(ウ) 残土処理方法</p> <p>●国立公園区域外へ搬出すること。ただし、行為敷地内における敷き均し等によって風致の保護上支障のないよう処理できる場合、又は、自然公園法に係る許可等を受け、他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。</p> <p>(エ) 修景緑化方法</p> <p>●行為に伴う支障木は、可能な限り行為地周辺の修景緑化に使用すること。</p> <p>●工作物の周囲は、可能な限り修景緑化すること。</p> <p>●修景緑化には、可能な限り行為地周辺に生育する在来種と同種の植物を使用すること。また、地表を改変する場合は、極力表土を保存し修景緑化に利用すること。</p>	共通事項	全地区	公園事業として執行することが適当な行為については、公園事業として執行するよう指導する。なお、一般公園利用者のための施設で公園計画にないものを整備しようとするときは、当該管理計画に整合し、規模は必要最小限とする。

	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>公園事業として執行することが適当な行為については、公園事業として執行すること。</u> ●<u>行為に際し外来生物を持ち込まないよう措置を講ずること。</u> ●<u>第3章3.(2)に掲げる希少野生動植物が行為予定地及びその周辺に生息又は生育する場合は、当該希少野生動植物へ悪影響を与えないよう措置を講ずること。</u> 		
<p>1 工作物 (1)建築物</p>	<p><審査基準></p> <p>(ア) 外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>建築物の屋根の形状は、2/10～5/10の勾配を有する切妻、寄棟等の勾配屋根とすること。ただし、小規模な車庫、倉庫等の建築物や社寺等で日本の伝統様式を踏襲するものについてはこの限りではない。</u> ●<u>屋根の色彩は、焦げ茶色系又は黒色系又とすること。ただし、自然材料又は銅板葺きを用いる場合は素材色も可とする。</u> ●<u>壁面の色彩は、茶色系とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も可とする。また、公園利用者から望見されない場所においては、白色系又は黒色系を選択できるものとする。</u> <p><配慮を求める事項></p>	<p>1 工作物 (1)建築物</p>	<p>各地区 共通</p> <p>①基本方針 <u>周囲の自然環境と調和し、かつ主要利用拠点から見た根子岳・四阿山・菅平高原の展望を妨げないものであること。</u></p> <p>②規模 <u>必要最小限とする。</u></p> <p>③デザイン・色彩 (ア) <u>建築物の屋根の形状は、2/10～5/10の勾配を有する切妻型とすること。ただし、小規模な車庫・倉庫等の建築物についてはこの限りでない。</u></p> <p>(イ) <u>屋根の色彩は焦げ茶色系又は銅板葺きのままとする。ただし自然材料を用いる場合は素材色も認める。</u></p> <p>(ウ) <u>外壁の色彩は茶色系とする。ただし自然素材を用いる場合は素材色も認める。また、周囲が集落状況をなすか、外部から望見されない場所においては白色系・黒色系を選択できるものとする。</u></p> <p>④修景緑化 <u>支障木については、移植可能なものは仮植後、周囲の緑化復元に使用すること。施設周囲の裸地は郷土樹により修景のための植栽をする。地形改変部は、あらかじめ表土を剥ぎ取り、いったん保存し、地形改変部の緑化復元に活用する。</u> <u>緑化に使用する種子は、郷土種を使用する。</u></p> <p>⑤付帯施設 (ア) <u>当該施設の汚水処理は、公共下水道によるものとする。それが困難と認められるものについては、当該地域の排水基準を満たす機能を有する施設によるものとする。</u></p>

	<p>●車庫、倉庫等小規模な付帯建築物は、極力主たる建築物に包含すること。</p> <p>●法面や裸地が生ずる場合は、(2)道路（車道）＜審査基準＞(ウ)法面処理に準じて取り扱うこと。</p>		<p>(イ) 取付道路及び駐車場は、道路に準じて取扱う。車庫・倉庫等小規模な付帯建築物は、極力主たる建築物に包含することとし、やむを得ず別棟にする場合は主たる建築物の形態・材料・色彩と同様のものとする。</p> <p>(ウ) 浄化槽等は地下埋設とし、上部は周辺地面と同じ様態に復すること。ただし、上部を他に活用する場合はこの限りでない。</p> <p>⑥法面処理 法面や裸地が生ずる場合は（２）道路（車道）③法面処理に準じて取り扱う。</p>
<p>(2)道路（車道）</p>	<p>＜審査基準＞ (ア) 線形・勾配</p> <p>●曲線半径、道路の縦断勾配等は、極力現地形に順応させるなど配慮し、自然に与える影響が最小限となる計画とすること。</p> <p>(イ) 付帯工作物の外部意匠・色彩・材料等</p> <p>●野生動物が生息する地域では、皿型側溝を用いるなど野生動物の移動を妨げないよう対策を講じること。</p> <p>●橋梁の色彩は焦げ茶色とすること。また、コンクリート橋は、コンクリートの明度を落とすこと。ただし、公園利用者から望見されない箇所においては、この限りではない。</p> <p>●防護柵は、ガードケーブルを用いること。ただし、安全上やむを得ない場合に限り、ガードレールも可とする。</p> <p>●防護柵の色彩は、ケーブル部分を除き焦げ茶色とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も可とする。</p> <p>●光害予防の観点から、道路照明は、トンネル入口付近、橋梁又はその前後区間、チェーン脱着所、待避所、若しくは夜間も歩行者が利用する区間において、安全確保上やむを得ない場合に限り、必要最低限とすること。また、その支柱等の色彩は焦げ茶色とすること。ただし、自然材料を用いるものは素材色も可とする。</p> <p>●落石防止柵の柵部分は、焦茶色とすること。</p> <p>●落石防止網の色彩は、焦茶色又は光沢のない灰色とすること。</p> <p>●擁壁等は、自然石又は木材を用いるか、若しくは自然石を模した表面仕上げとすること。あるいは緑化すること。</p>	<p>(2)道路（車道）</p> <p>各地区 共通</p>	<p>①基本方針 自然環境との調和を図るため、曲線半径や道路の縦断勾配等は、極力現地形に順応させること。</p> <p>②付帯施設 (ア) 野生動物が生息する地域では野生動物の移動を妨げないよう対策を講じること。</p> <p>(イ) 危険防止柵は、ガードケーブルを用いるものとし、やむを得ずガードレールを用いる場合、展望地などから望見される箇所では外側を暗灰色に塗装するか亜鉛メッキ仕上げにする。案内標識等は必要最小限としデザイン・規格等の統一を図る。</p>

	<p>(ウ) 法面処理</p> <p>●切取及び盛土面は緑化すること。</p> <p>●コンクリート吹付けは、安全確保上他に工法がない場合に限る。また、その場合も、修景緑化、コンクリートの低明度化等、風致保全のための措置を行うこと。</p> <p>(エ) 廃道の取扱い</p> <p>●廃道敷は、工作物を撤去の上、修景緑化すること。ただし、やむを得ない理由により撤去することが困難な場合はこの限りではない。</p> <p><配慮を求める事項></p> <p>●掘削によって生じた土砂及び石材は極力工事現場において活用すること。</p> <p>●掘削土を谷側へ流出させない措置を講じること。</p>		<p>③法面処理</p> <p>(ア) 切取・盛土面は土羽や岩盤の安定化を図り、現地産と同種の植物による緑化やネット工法等の措置を講ずる。擁壁には、自然石を用いるか若しくは自然石を模した表面仕上げとする。なお、掘削によって生じた石材は極力工事現場における土留材等に活用する。</p> <p>(イ) 落石防止柵の柵部分は焦茶色に塗装する。</p> <p>(ウ) トンネルの露出部分は石張り、又は自然石に模した表面仕上げとする。</p> <p>(エ) 落石防止網の色彩は、焦茶色又は光沢のない灰色とする。</p> <p>(オ) 掘削土を谷側へ流出させない措置を講じる。</p> <p>(カ) コンクリート吹付けは安全確保上他に工法がない場合に限る。</p> <p>④残土処理</p> <p>公園区域外に搬出するものとする。ただし、自然公園法にかかる許可を受け又は届出等がなされて行われる他の行為に適切に流用できる場合はこの限りでない。</p> <p>⑤修景緑化</p> <p>支障木は可能な限り行為地周辺又は工事跡地に移植し、伐採は最小限とする。施設の周囲は郷土種により修景・緑化する。</p> <p>地形改変部は、あらかじめ表土を剥ぎ取って保存し、地形改変部の緑化復元に活用する。緑化に使用する種子は、郷土種を使用する。</p> <p>廃道は、災害防止に役立つ擁壁等の場合を除き、原状に復し郷土産植物により緑化する。</p>
<p>(3)配電・送電・通信施設</p>	<p><審査基準></p> <p>(ア) 位置・構造</p> <p>●第3章1. に掲げる主要展望地、公園事業施設、及び公園利用</p>	<p>(3)電柱、鉄塔アンテナ等</p>	<p>各地区 共通</p> <p>①基本方針</p> <p>(ア) 主要展望地点及び主要利用ルートからの展望方向の景観に支障がある位置には許可しない。</p>

	<p>者が通行する道路（車道及び歩道）からの展望に支障がない位置に設置すること。ただし、公園利用者から望見されないよう地下埋設、既存工作物への付帯（添架）、自然物での遮蔽等を行う場合はこの限りではない。</p> <p>●公園利用者から望見される既存施設については、建て替えに際し、可能な限り地下埋設とすること。</p> <p>(イ) 色彩</p> <p>●工作物の色彩は、焦げ茶色とすること。ただし、既存工作物に付帯（添架）させる場合にあつては、既存工作物と調和する色彩とすること。</p> <p>●ケーブル類の色彩は、焦げ茶色又は黒色とすること。ただし、既存工作物に付帯（添架）させる場合にあつては、既存工作物と調和する色彩とすること。</p> <p><配慮を求める事項></p> <p>●通信施設にあつては、建築物等の既存工作物へ付帯（添架）すること。</p> <p>●電力線、通信線等が隣接する計画の場合は共架すること。</p>			<p>(イ) 電気線・電話線が併行する場合は共架とする。</p> <p>(ウ) 送電鉄塔は許可しない。</p> <p>②色彩 設置する電柱等については、付属物を含め焦げ茶色・黒色系とする。</p> <p>③行政指導の指針 申請者には、以下の事項について指導する。 ・出来るだけ地下埋設とすること。</p>
(4) 自動販売機	<p><審査基準></p> <p>(ア) 配置</p> <p>●軒下、建物壁面線より内側に埋込む等目立たない配置とすること。</p> <p>(イ) 色彩</p> <p>●焦げ茶色又は建物壁面と同一配色とすること。</p>	(4) 自動販売機	各地区 共通	基本方針 屋内及び建物壁面線より内側に埋込む形で設置するもので、外側の色彩を壁面と同一配色とする。(屋根・壁があれば屋内とみなす。)
(5) 治山・治水・砂防施設	<p><審査基準></p> <p>(ア) 外部意匠</p> <p>●工作物の露出部分は、自然石又は木材を用いるか、若しくは自然石を模した表面仕上げとすること。ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。</p> <p>(イ) 法面処理</p> <p>●切取及び盛土面は緑化すること。</p> <p>●コンクリート吹付けは、安全確保上他に工法がない場合に限る。また、その場合も、修景緑化、コンクリートの低明度化等、風致保全のための措置を行うこと。</p>	(5) その他の工作物	各地区 共通	基本方針 治山・治水施設の露出部分は、周囲の自然景観と調和したものとすよう関係機関と調整する。
2 木竹の伐採	<p><配慮を求める事項></p> <p>●国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について（昭和34年11月9日国発第643号国立公園部</p>	2 木竹の伐採	各地区 共通	①基本方針 国有林及び民有林の施業については、「自然公園内における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号）及

	<p>長通知」及び「同（国有林の取扱）（昭和48年8月15日環自企第516号自然保護局長通知）を基本として地域の風致に配慮した施業とすること。</p> <p>●第3章1. に掲げる主要展望地からの展望の支障となる木竹の除去を計画的に行うこと。</p> <p>●土場、作業道及び架線は、公園利用者から望見されない位置に配置すること。</p>		<p>び「同（国有林の取扱）」（昭和48年8月15日環自企第516号）を基本として地域の風致に配慮した施業とする。</p> <p>②伐採方法</p> <p>(ア) 利用地の枯損木等利用者の安全確保及び展望確保上支障のあるものについては伐採する。</p> <p>(イ) 土場・作業道・架線は、<u>宿舎・温泉・スキー場・園地等の公園利用拠点・公園利用道路及び根子岳・四阿山・笠ヶ岳等の山稜上から望見されないよう留意する。</u></p> <p>(ウ) <u>貴重な野生動植物が生息・生育している場所においては、極力施業を実施しないよう森林管理者と調整する。</u></p>
3 土石の採取 (1) ボーリング	<p><配慮を求める事項></p> <p>●<u>湿原、温泉、湧水等の水文環境への影響を十分考慮する。</u></p>	各 地区 共通	<p>基本方針</p> <p><u>湿原・温泉・湧水等の水文環境への影響がないと予測されるものでなければ許可しない。</u></p>
(2) 採石業等	<p><配慮を求める事項></p> <p>●<u>河川砂利の採取以外は行わないこと。</u></p> <p>●<u>公園利用者から望見されない位置で行うこと。</u></p> <p>●<u>第3章3. (2) に掲げる希少野生動植物が生息又は生育する場所では行わないこと。</u></p>	各 地区 共通	<p>①基本方針</p> <p><u>河川砂利の採取以外は許可しない。</u></p> <p>②採取方法</p> <p><u>河川砂利の採取は、温泉・スキー場・園地等の公園利用拠点・公園利用道路及び根子岳・四阿山・笠ヶ岳等の山稜上から望見されない位置であり、希少な両生類・希少な水生昆虫・特異な魚類の生息が確認されていないことの要件を満たすこと。また濁水を発生させないこと。</u></p>
(3) その他の土石の採取	<p><配慮を求める事項></p> <p>●<u>学術研究のために行われるもの以外は極力行わないこと。</u></p>	各 地区 共通	<p>基本方針</p> <p><u>期間を定めて学術研究のために行われるもの以外は許可しない。</u></p>
4 広告物 (1) 公園利用に係る標識類（仮設を除く）	<p><配慮を求める事項></p> <p>●<u>公園利用に係る標識類のデザインは、自然公園等施設技術指針（平成25年7月環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室）における第3部第7章公共標識（サイン類）に準じたものとする。</u></p>	菅平高 原地区 以外	<p>基本方針</p> <p><u>公園利用に係る誘導板・案内板等は、国立公園等における標識整備のガイドラインに則して地区毎に定めるものとする。</u></p>
(2) その他広告物（仮設を除く）	<p><審査基準></p> <p>(ア) 色彩、材料等</p> <p>●<u>本体に使用する材料は、自然材料（木材、石材等）とすること。</u></p>		

	<p>状況に応じてその他の材料を使用する場合には、背面部を含め、色彩を焦げ茶色とすること。</p> <p>●表示面に使用する色彩は、自然材料の素材色、茶色、ベージュを基調とすること。ただし、安全確保上必要なもの等公共性の高いものについては、この限りではない。</p> <p>●表示面に記載する文字は白色及び黒色を基本とすること。ただし、安全確保上必要なもの等公共性の高いものについてはこの限りではない。</p> <p>●照明を使用する場合は、必要最低限とすること。</p> <p><配慮を求める事項></p> <p>●乱立を避けるため、必要最低限の個数とするほか、同種の目的を持つもの及び設置する位置が同じものは統合すること。</p> <p>●必要に応じて外国語を併記すること。</p>			
		5 土地の形状変更	各地区 共通	<p>基本方針 次の目的以外は認めない。</p> <p>(ア) 農地造成 (イ) 宅地造成（集団的に建築物を建築させるための敷地造成として行われるものを除く。） (ウ) 学校等公共施設の運動場の設置</p>
5 学術研究 共通	<p><配慮を求める事項></p> <p>●行為にあたっては、あらかじめ志賀高原自然保護官事務所に連絡するとともに、申請書（協議書）及び指令書（回答書）の写しを携行の上、行為が許可されていることを明記した腕章等を着用し、他の国立公園利用者との区別を明示すること。</p> <p>●国立公園利用者の集まりやすい場所における行為は避けること。</p> <p>●やむを得ず高山植物群落等に立ち入る場合には、植物の損傷を最小限とする措置を講じること。</p> <p>●行為終了後6ヶ月以内に、行為の結果（採取場所、採取数量等）及び当該行為に係る指令書（回答書）の日付・文書番号を記した書面を2部、志賀高原自然保護官事務所を經由の上、長野自然環境事務所へ提出すること。</p> <p>●行為に係る調査結果の報告書を作成された場合は、当該報告書を2部、志賀高原自然保護官事務所を經由の上、長野自然環境</p>	6 植物の採取	各地区 共通	<p>基本方針 期間を定めて実施する学術研究又は公共機関が植生復元を目的として行うもの以外は許可しない。</p>
		7 学術研究 共通	各地区 共通	<p>①基本方針 次の事項を履行しないものは許可しない。</p> <p>(1) 調査結果は公園管理、利用者サービスの資料として中部地区自然保護事務所長あて報告をする。</p> <p>(2) やむをえず花畑等に立入って行為を行う場合は、履物は底の柔らかい物を使用する等植物の損傷を最小限とする措置をとる。</p> <p>(3) 行為にあたっては、許可証を携行し、行為が許可されていることを明記した腕章等を着用して他の公園利用者との区別を明示する。</p> <p>(4) 行為に伴う資材運搬方法は自然環境に影響が少ない最善の方法とする。</p>

事務所へ提出すること。

(5) 行為に伴う廃材・残土は国立公園区域外に搬出する。

(1) 許可、届出等取扱方針 イ 普通地域 関係

改定案	現行						
<p>イ 普通地域</p> <p>普通地域内の行為の処分は、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成22年4月1日付け 環自国発第100401006号) 第25の規定に基づき、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」(平成13年5月28日付け環自国第212号) によるほか、風景を保護するために必要があると認める場合に行う。</p> <p>普通地域内の行為については、1.(1)ア特別地域の取扱方針を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。また、行為地に適用される長野県、須坂市又は高山村の条例、指導指針等があればこれも参考とする。</p> <p>なお、ゴルフ場の取扱については「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」(平成2年6月1日付け環自保第343号) に基づき指導する。</p>	<p>イ 普通地域</p> <p>普通地域内における要届出行為については、「国立公園の許可、届出等取扱要領」(平成12年3月30日付け 環自国第180-1号) 及び「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」(平成2年6月1日付け環自保第343号) によるほか、下記の方針により指導する。</p> <table border="1" data-bbox="1122 708 2139 1474"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 708 1294 780">行為の種類</th> <th data-bbox="1294 708 1391 780">地区</th> <th data-bbox="1391 708 2139 780">取扱方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 780 1294 1474">1 工作物 建築物</td> <td data-bbox="1294 780 1391 1474">各地区 共通</td> <td data-bbox="1391 780 2139 1474"> <p>①基本方針</p> <p>(ア) 周囲の自然環境と調和し、かつ主要利用拠点から根子岳・四阿山・菅平高原の他主要展望を妨げないものであること。</p> <p>(イ) 貴重な動植物の生息・生育に影響を及ぼさないものであること。</p> <p>②規模・壁面後退等</p> <p>(ア) 建築面積が2,000m²以下かつ高さ(建築物の最低地盤面から避雷針・煙突・アンテナ等を除いて算定した高さ)が13mを超えないものとする。ただし、公共的施設についてはこの限りでない。</p> <p>(イ) 建築物の水平投影外周線(建築物の地上に露出する部分の水平投影外周線と敷地境界線との距離)は、5m以上とする。</p> <p>(ウ) 建築物に係る土地の地形勾配は、30%以下とする。</p> <p>(エ) 既存建築物の改築又は建て替える場合は、従前の数値を超えないものとする。</p> <p>③デザイン</p> </td> </tr> </tbody> </table>	行為の種類	地区	取扱方針	1 工作物 建築物	各地区 共通	<p>①基本方針</p> <p>(ア) 周囲の自然環境と調和し、かつ主要利用拠点から根子岳・四阿山・菅平高原の他主要展望を妨げないものであること。</p> <p>(イ) 貴重な動植物の生息・生育に影響を及ぼさないものであること。</p> <p>②規模・壁面後退等</p> <p>(ア) 建築面積が2,000m²以下かつ高さ(建築物の最低地盤面から避雷針・煙突・アンテナ等を除いて算定した高さ)が13mを超えないものとする。ただし、公共的施設についてはこの限りでない。</p> <p>(イ) 建築物の水平投影外周線(建築物の地上に露出する部分の水平投影外周線と敷地境界線との距離)は、5m以上とする。</p> <p>(ウ) 建築物に係る土地の地形勾配は、30%以下とする。</p> <p>(エ) 既存建築物の改築又は建て替える場合は、従前の数値を超えないものとする。</p> <p>③デザイン</p>
行為の種類	地区	取扱方針					
1 工作物 建築物	各地区 共通	<p>①基本方針</p> <p>(ア) 周囲の自然環境と調和し、かつ主要利用拠点から根子岳・四阿山・菅平高原の他主要展望を妨げないものであること。</p> <p>(イ) 貴重な動植物の生息・生育に影響を及ぼさないものであること。</p> <p>②規模・壁面後退等</p> <p>(ア) 建築面積が2,000m²以下かつ高さ(建築物の最低地盤面から避雷針・煙突・アンテナ等を除いて算定した高さ)が13mを超えないものとする。ただし、公共的施設についてはこの限りでない。</p> <p>(イ) 建築物の水平投影外周線(建築物の地上に露出する部分の水平投影外周線と敷地境界線との距離)は、5m以上とする。</p> <p>(ウ) 建築物に係る土地の地形勾配は、30%以下とする。</p> <p>(エ) 既存建築物の改築又は建て替える場合は、従前の数値を超えないものとする。</p> <p>③デザイン</p>					

(ア) 建築物の屋根の形状は、2/10～5/10の勾配を有する切妻型とすること。

(イ) 屋根の色彩は焦げ茶色系又は鋼板葺きの素材色とする。

(ウ) 外壁面の色彩は茶色系とする。ただし自然素材を用いる場合は素材色も認める。また、周囲が集落状況をなすか、外部から望見されない場所においては白色系・黒色系を選択できるものとする。

④修景緑化

支障木は、仮植えをしておき周辺に植戻し復元すること。施設周縁の裸地は郷土樹により修景のための植栽をする。地形改変部は、あらかじめ表土を剥ぎ取り、いったん保存し、地形改変部の緑化復元に活用する。緑化に使用する種子は、郷土種を使用する。

⑤付帯施設

(ア) 当該施設の污水处理施設は、公共下水道によるものとする。それが困難と認められるものについては、当該地域の排水基準を満たす機能を有する施設によるものとする。

(イ) 車庫・倉庫等小規模な付帯建築物は、極力主たる建築物に包含することとし、やむを得ず別棟にする場合は主たる建築物の形態・材料・色彩と同様のものとする。

(ウ) 浄化槽等は地下埋設とし、上部は周辺地面と同じ様態に復すること。ただし、上部を他に活用する場合はこの限りでない。

2 広告物

菅平地区以外

基本方針

(ア) 自然公園法施行規則第11条第18項に適合するよう指導する。

(イ) 公園利用に係る誘導板・案内板等は、国立公園等における標識整備のガイドラインに則して地区毎に定めるものとする。

3 土石の採取 採石

各地区共通

①基本方針

届出を要する行為のうち河川砂利の採取以外は禁止する。

②採取方法

河川砂利の採取は、利用拠点及び主要利用道路から望見されない位置であり、希少な両生類・希少な水生昆虫・特

		<u>異なる魚類の生息が確認されていないことの要件を満たすこと。また濁水を発生させないこと。</u>
<u>4 土地の形状変更</u>	<u>峰の原地区</u>	<u>基本方針</u> <u>次の目的以外は禁止する。</u> <u>(ア) 宅地造成</u> <u>(イ) 学校等公共施設の付帯施設及び運動場の設置</u> <u>(ウ) 高地トレーニング及び林間学校利用者のグラウンド</u> <u>(エ) 峰の原ゴルフ場の改修</u>
	<u>峰の原地区以外</u>	<u>基本方針</u> <u>次の目的以外は禁止する。</u> <u>(ア) 宅地造成</u> <u>(イ) 学校等公共施設の付帯施設及び運動場の設置</u>

(2) 公園事業取扱方針 関係

改定案			現行		
<p>(2) 公園事業取扱方針 事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成22年4月1日付け環自国発第100401003号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。</p>			<p>(2) 公園事業取扱方針 事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第179-1号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。</p>		
事業の種類	地区	取扱方針	事業の種類	地区	取扱方針
全事業共通	全地区共通	<p><施設の基準> (ア) 残土処分方法 ●残土は国立公園区域外へ搬出すること。ただし、事業敷地内における敷き均し等によって風致の保護上支障のないよう処理できる場合、又は、自然公園法に係る許可等を受け、他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。 (イ) 修景緑化方法 ●事業の執行に伴う支障木は、可能な限り事業敷地周辺の修景緑化に使用すること。 ●工作物の周囲は、可能な限り修景緑化すること。 ●修景緑化には、可能な限り事業敷地周辺に生育する在来種と同種の植物を使用すること。また、地表を改変する場合は、極力表土を保存し修景緑化に利用すること。</p>			
道路(車道)	各地区共通	<p><施設の基準> (ア) 線形・勾配 ●曲線半径、道路の縦断勾配等は、極力現地形に順応させるなど配慮し、自然に与える影響が最小限となる計画とすること。 (イ) 付帯工作物の外部意匠・色彩・材料等 ●野生動物が生息する地域では、皿型側溝を用いるなど野生動物の移動を妨げないよう対策を講じること。 ●橋梁の色彩は焦げ茶色とすること。また、コンクリート橋は、コンクリートの明度を落とすこと。 ●防護柵は、ガードケーブルを用いること。ただし、安全上やむを得ない場合に限り、ガードレールも認める。</p>	道路(車道)	各地区共通	<p>①付帯施設 (ア) 野生動物が生息する地域では野生動物の移動を妨げないよう対策を講じること。 (イ) 危険防止柵は、ガードケーブルを用いるものとし、やむをえずガードレールを用いる場合、展望地などから遠望される箇所では外側を暗灰色に塗装するか亜鉛メッキ仕上げにする。案内標識等は必要最小限としデザイン・</p>

●防護柵の色彩は、ケーブル部分を除き焦げ茶色とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も認める。

●案内標識等は必要最小限としデザイン、規格等の統一を図ること。

●光害予防の観点から、道路照明は、トンネル入口付近、橋梁又はその前後区間、チェーン脱着所、待避所、若しくは夜間も歩行者が利用する区間において、安全確保上やむを得ない場合に限り、必要最低限とすること。また、その支柱等の色彩は焦げ茶色とすること。ただし、自然材料を用いるものは素材色も認める。

●落石防止柵の柵部分は焦茶色とすること。

●落石防止網の色彩は、焦茶色又は光沢のない灰色とすること。

●擁壁等は、自然石又は木材を用いるか、若しくは自然石を模した表面仕上げとすること。あるいは緑化すること。

(ウ) 法面処理

●切取及び盛土面は緑化すること。

●コンクリート吹付けは、安全確保上他に工法がない場合に限る。また、その場合も、修景緑化、コンクリートの低明度化等、風致保全のための措置を行うこと。

規格等の統一を図る。

②法面処理

(ア) 切取・盛土面は土羽や岩盤の安定化を図り、現地産と同種の植物による緑化やネット工法等の措置を講ずる。擁壁には、自然石を用いるか若しくは自然石を模した表面仕上げとする。なお、掘削によって生じた石材は極力工事現場における土留材等に活用する。

(イ) 落石防止柵の柵部分は焦茶色に塗装する。

(ウ) トンネルの露出部分は石張り、又は自然石に模した表面仕上げとする。

(エ) 落石防止網の色彩は、焦茶色又は光沢のない灰色とする。

(オ) 掘削土を谷側へ流出させない措置を講じる。

(カ) コンクリート吹付けは安全確保上他に工法がない場合に限る。

③残土処理

公園区域外に搬出するものとする。ただし、自然公園法に係る許可を受け又は届出等がなされて行われる他の行為に適切に流用できる場合はこの限りでない。

④修景緑化

	<p>(エ) 廃道の取扱い</p> <p>●<u>廃道敷は、工作物を撤去の上、修景緑化すること。ただし、やむを得ない理由により撤去することが困難な場合はこの限りではない。</u></p> <p><配慮を求める事項></p> <p>●<u>掘削によって生じた土砂及び石材は極力工事現場において活用すること。</u></p> <p>●<u>掘削土を谷側へ流出させない措置を講じること。</u></p>
仁礼菅平線	<p><基本方針></p> <p>当該道路は、急峻な山腹を通る道路で、沿線に温泉やスキー場があり通年利用されている。狭小な幅員及び急勾配の改善のための改築又は整備を行うが、自然環境との調和を図るため、曲線半径や道路勾配等は、極力現地形に順応させるものとする。また、通行量の多い区間は歩行者用通路を整備する。</p>
山田七味線	<p><基本方針></p> <p>当該道路は、高井橋・国立公園境界から七味温泉まで道路で、沿線に温泉やスキー場があり通年利用されている。狭小な幅員及び急勾配の改良整備を行う。</p>

	<p>支障木は可能な限り行為地周辺又は工事跡地に移植し、伐採は最小限とする。施設の周囲は郷土種により修景・緑化する。</p> <p>地形改変部は、あらかじめ表土を剥ぎ取って保存し、地形改変部の緑化復元に活用する。緑化に使用する種子は、郷土種を使用する。</p> <p>廃道は、災害防止に役立つ擁壁等の場合を除き、原状に復し郷土産植物により緑化する。</p>
仁礼菅平線	<p>①基本方針</p> <p>当該道路は、急峻な山腹を通る国道で、沿線に温泉やスキー場があり通年利用されている。狭小な幅員・急勾配の改善のための改築・整備を行うが、自然環境との調和を図るため、曲線半径や道路勾配等は、極力現地形に順応させるものとする。また、通行量の多い区間は歩行者用通路を整備する。</p> <p>②付帯施設</p> <p><u>必要に応じ路傍施設を設置する。</u></p>
山田白根線	<p>①基本方針</p> <p>当該道路は、奥山田・国立公園境界から七味温泉まで6.5kmの県道で、沿線に温泉やスキー場があり通年利用されている。狭小な幅員・急勾配の改良整備を行う。</p> <p>②付帯施設</p> <p><u>高井橋の色彩は、地域の歴史に鑑み関係機関と調整を図る。</u></p>
万座峠線	<p>基本方針</p> <p><u>当該道路は、高山村奥日影から群馬県万座へ至る急峻な山腹地を通る県道であり、狭小な幅員・急勾配の改良整備を行う。</u></p>

道路(歩道)	各地区共通	<p><基本方針> <u>登山者の事故防止及び高山植物保護のため、案内板、指導標又は制札の設置を検討するものとし、材料は極力自然材料を用いるものとする。荒廃区間及び未整備区間の改良に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け湿原部分は木道の整備を適切に行う。</u></p> <p><施設の基準> (ア) 標識類 ●標識類のデザインは、自然公園等施設技術指針「平成25年7月環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室」における第3部第7章公共標識(サイン類)に準じたものとする。</p>	道路(歩道)	各地区共通	<p><u>管理方針</u> 登山者の事故防止及び高山植物保護のため、案内板・指導標・制札の設置を検討するものとし、材料は極力自然素材を用いるものとする。荒廃区間・未整備区間の改良に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け湿原部分は木道の整備を適切に行う。また、立木の伐採は行わない。</p>
	米子線	<p><基本方針> <u>米子大瀑布を周遊する探勝歩道であり、利用者の安全な利用が図られるよう整備する。</u></p>	米子線	<p>基本方針 <u>須坂市硯原の米子川沿い国立公園境界から四阿山登山線道路(歩道)に至る登山道であり、登山者の安全な利用が図られるよう整備する。</u></p>	
	笠ヶ岳登山線	<p><基本方針> <u>町村境から笠ヶ岳に至る登山道であり、登山者の安全な利用が図られるよう整備する。</u></p>	笠ヶ岳線	<p>基本方針 <u>五色温泉から笠ヶ岳に至る登山道であり、登山者の安全な利用が図られるよう整備する。</u></p>	
	五味池御飯岳線	<p><基本方針> <u>大池(五味池)から御飯岳に至る歩道である。乳山牧場内は探勝歩道として利用者の安全な利用が図られるよう整備する。また、破風岳から御飯岳までは登山道として登山者の安全な利用が図られるよう整備する。</u></p>			
園地	各地区共通	<p><基本方針> <u>展望、休憩、情報提供等、地域の利用特性に応じた整備を図る。</u></p> <p><施設の基準> (ア) 建築物の外部意匠・色彩・材料 ●建築物の屋根の形状は、2/10～5/10の勾配を有する切妻、寄棟等の勾配屋根とすること。ただし、小規模な車庫、倉庫等の建築物や社寺等で日本の伝統様式を踏襲するものについてはこの限りではない。</p>	園地		

		<p>●<u>屋根の色彩は、焦げ茶色系又は黒色系とすること。ただし、自然材料又は銅板葺きを用いる場合は素材色も認める。</u></p> <p>●<u>壁面の色彩は、茶色系とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も認める。また、公園利用者から望見されない場所においては、白色系又は黒色系を選択できるものとする。</u></p>			
				笠ヶ岳	<p>①基本方針 山田牧場・志賀高原の展望園地として整備する。</p> <p>②付帯施設の取扱 展望説明板・休憩所・駐車場・公衆便所等を整備する。</p> <p>③管理方針 休憩所事業者は、適切な環境衛生管理を行う。</p>
				山田温泉	<p>①基本方針 地域の特性を活かした内容のものを計画的に整備する。</p> <p>②付帯施設の取扱い 自然探勝路の説明板及び温泉施設等を整備する。</p> <p>③管理方針 良好な自然探勝及び温泉裕が出来るような施設を充実する。</p>
宿舎	各地区共通	<p><施設の基準> (ア) 建築物の外部意匠・色彩・材料</p> <p>●<u>建築物の屋根の形状は、2/10～5/10の勾配を有する切妻、寄棟等の勾配屋根とすること。ただし、小規模な車庫、倉庫等の建築物や社寺等で日本の伝統様式を踏襲するものについてはこの限りではない。</u></p> <p>●<u>屋根の色彩は、焦げ茶色系又は黒色系とすること。ただし、自然材料又は銅板葺きを用いる場合は素材色も認める。</u></p> <p>●<u>壁面の色彩は、茶色系とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も認める。また、公園利用者から望見されない場所においては、白色系又は黒</u></p>	宿舎	各地区共通	<p>①規模・デザイン等</p> <p>(ア) <u>屋根の形態は、落雪の危険防止に配慮した切妻型とし、1/5～1/2の勾配屋根とする。ただし小規模な車庫・倉庫等の建築物についてはこの限りでない。</u></p> <p>(イ) <u>屋根の色彩は焦げ茶色系又は銅板葺きのままとする。ただし自然素材を用いる場合は素材色も認める。</u></p> <p>(ウ) <u>外壁面の色彩は茶色系とする。ただし自然素材を用いる場合は素材色も認める。また、周囲が集落状況をなすか、外部から望見されない場所においては白色系</u></p>

	<p>色系を選択できるものとする。</p> <p>(イ) 規模</p> <p>●建築物の高さは15m以下とすること。ただし、既に15mを超えている既存建築物の増改築又は建替えの場合は、従前の高さを超えないこと。</p>
山田温泉	<p><基本方針></p> <p>温泉、自然探勝等の利用を推進するため、山中の宿泊地として整備し、施設及びサービスの充実を図る。</p> <p><施設の基準></p> <p>(ア) 外部意匠</p> <p>●建築物の意匠は、和風様式を基調とすること。</p>
七味温泉	<p><基本方針></p> <p>温泉、自然探勝等の利用を推進する、山中の宿泊地として災害防止に配慮しつつ整備し、施設及びサービスの充実を図る。</p> <p><施設の基準></p> <p>(ア) 外部意匠</p> <p>●建築物の意匠は、和風様式を基調とすること。</p>
山田牧場	<p><基本方針></p>

	<p>・黒色系を選択できるものとする。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>(ア) 当該施設の汚水処理は、公共下水道によるものとする。それが困難と認められるものについては、当該地域の排水基準を満たす機能を有する施設によるものとする。</p> <p>(イ) 貯水槽及び浄化槽等は地下埋設とし、上部は周辺地面と間じ様態に復すること。ただし、上部を他に活用する場合はこの限りでない。</p>
山田温泉	<p>①基本方針</p> <p>(ア) 温泉・自然探勝等の利用を推進するため、山中の宿泊地として既存宿舎の整備・充実を図る。</p> <p>(イ) 新たな宿舎事業の参入は認めない。</p> <p>②規模・デザイン等</p> <p>(ア) 建築物の高さは15m以下とする。既にこの基準を超えている既存建築物の改築又は建替え・災害復旧のための新築の場合は、従前の高さを超えないものとする。</p> <p>(イ) 建築物の意匠は、和風形式を基調とする。</p>
七味温泉	<p>①基本方針</p> <p>(ア) 温泉・自然探勝等の利用を推進する、山中の宿泊地として災害防止に配慮しつつ既存宿舎の整備・充実を図る。</p> <p>(イ) 新たな宿舎事業の参入は認めない。</p> <p>②規模・デザイン等</p> <p>(ア) 建築物の高さは15m以下とする。既にこの基準を超えている既存建築物の改築又は建替え・災害復旧のための新築の場合は、従前の高さを超えないものとする。</p> <p>(イ) 建築物の意匠は、和風形式を基調とする。</p>
山田牧場	<p>①基本方針</p>

		高原牧場及び笠ヶ岳登山の宿泊地として整備する。			高原牧場及び笠ヶ岳登山の宿泊地として整備する。
					<p>②規模・デザイン等</p> <p>(ア) 建築物の高さは1.5m以下とする。既にこの基準を超えている既存建築物の改築又は建替え・災害復旧のための新築の場合は、従前の高さを超えないものとする。</p> <p>(イ) 建築物の意匠は、和風形式を基調とする。</p> <p>③付帯施設の取扱い</p> <p>(ア) 屋外運動施設及び独立した形での屋内運動施設は、<u>宿舎利用者のみが使用するものに限り適正な規模内で付帯施設として扱う。特に付帯施設としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日付け環自保第138号 保護管理課長通知)による。</u></p>
	五色温泉	<p><基本方針></p> <p>豊富な温泉を利用した宿泊地として災害防止に配慮しつつ整備し、施設及びサービスの充実を図る。</p> <p><施設の基準></p> <p>(ア) 外部意匠</p> <p>●建築物の意匠は、和風様式を基調とすること。</p>		五色温泉	<p>①基本方針</p> <p>(ア) 豊富な温泉を利用した宿泊地として災害防止に配慮しつつ既存宿舎の整備・充実を図る。</p> <p>(イ) 新たな宿舎事業の参入は認めない。</p> <p>②規模・デザイン等</p> <p>(ア) 建築物の高さは1.5m以下とする。既にこの基準を超えている既存建築物の改築又は建替え・災害復旧のための新築の場合は、従前の高さを超えないものとする。</p> <p>(イ) 建築物の意匠は、和風形式を基調とする。</p> <p>③付帯施設の取扱い</p> <p>(ア) 宿舎の収容力に見合った駐車スペースを敷地内に確保すること。</p> <p>(イ) 独立した形の売店・店舗等は、敷地内であっても付帯施設とは見なさない。</p>
スキー場	全地区共通	<p><施設の基準></p> <p>「国立公園におけるスキー場事業の取扱について」(平成3年6月7日 付け環自国第315号自然保護局長通知)によるほか以下による。</p>	スキー場	全スキー場共通	<p>①基本方針</p> <p>「国立公園におけるスキー場事業の取扱について」(平成3年6月7日 付け環自国第315号自然保護局長通知)による他以下による。</p> <p>スキー場施設 (ゲレンデ・滑降コース・スキーリフト</p>

(ア) 保存緑地率

- 「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日 付け環自国第315号自然保護局長通知)の3に基づき定める。
- 既に基準以下となっているスキー場については、その緑地率を維持すること。

(イ) スキー場事業施設の取扱い

- スキー場施設(ゲレンデ・滑降コース・スキーリフト・付帯施設)の新設、改良又は増設は、必要最小限に留めるものとし、施設の整備に当たっては、第3章1.に掲げる主要展望地からの展望を妨げず、同章3.(2)に掲げる希少野生動植物が予定地及びその周辺に生息又は生育する場合は、当該希少野生動植物へ悪影響を与えないよう整備すること。

①滑降コース・ゲレンデ

- 滑降コース・ゲレンデの新設、改良又は増設は、利用上必要不可欠な場合に限ること。
- 滑降コース・ゲレンデの配置は、十分な施設間隔を保つこと。
- 滑降コース・ゲレンデの幅は50m以下とすること。
既に幅が50mを越えている滑降コース・ゲレンデの改良又は増設は、従前の幅を超えないように行うこと。
- 滑降コース・ゲレンデの新設又は増設の位置は、スキーリフトの起終点、中継点又はスキーリフト沿線の地域で利用上必要な場所に限るものとし、その規模は必要最小限とすること。
- 滑降コース・ゲレンデの新設、増設又は改良は、自

・付帯施設)の新設・改良・増設は、必要最小限に留めるものとし、施設の整備に当たっては、良好な自然地域に係るものでなく、且つ地区景観に著しい影響を与えない場合に限るものとする。また、スキー場施設のうら、ゲレンデの新設・増設については、利用上必要不可欠な場合に限るものとする。

②スキー場区域
事業決定による。

③保存緑地率

「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日 付け環自国第315号自然保護局長通知)の3に基づき定める。
既に基準以下となっているスキー場については、その緑地率を維持するものとする。

④スキー場事業施設の取扱い

(1) 滑降コース・ゲレンデ

滑降コース・ゲレンデの配置に当たっては、十分な施設間隔を保つとともに、優れた植生の見られる土地及び災害発生危険地等は避けるものとする。滑降コースの幅は、原則として50mを越えない範囲で新設・増設するものとする。既に越えている場合は、現状コース幅以内とする。また、ゲレンデの新設・増設の位置は、スキーリフトの起終点・中継点・スキーリフト沿線の地域で利用上必要な場所に限るものとし、規模は必要最小限に留めるものとする。

滑降コース・ゲレンデの新設・増設・改良に伴う整備

然地形を維持し、安全確保上やむを得ない場合を除き土地の造成を行わないこと。やむを得ず造成する場合は、必要最小限の規模とし、速やかな緑化を図ること。

② スキーリフト

● リフト支柱の色彩は、焦げ茶色とすること。

③ 建築物の規模・外部意匠・色彩・材料

● 建築物の高さは15m以下とすること。

● 建築物の屋根の形状は、2/10～5/10の勾配を有する切妻、寄棟等の勾配屋根とすること。ただし、小規模な車庫、倉庫等の建築物や社寺等で日本の伝統様式を踏襲するものについてはこの限りでない。

● 屋根の色彩は、焦げ茶色系又は黒色系とすること。ただし、自然材料又は銅板葺きを用いる場合は素材色も認める。

● 壁面の色彩は、茶色系とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も認める。また、公園利用者から望見されない場所においては、白色系又は黒色系を選択できるものとする。

<配慮を求める事項>

● 支障木は極力周辺へ移植を行い、修景緑化を図ること。

● 工事によって生じた石材は、極力土留め材料に活用すること。

● スキー場内の放送等音響については、必要最小限とすること。

● 融雪防止剤等は、自然環境への影響が懸念されるため使用しないこと。

に当たっては、原則として現状の地盤である自然地形のままとし、大幅な地形改変を伴う造成は避けるものとする。やむを得ず造成する場合は、表土による緑化復元を原則としてこれが不可能な場合は、郷土種による速やかな緑化を図り、風致の保護及び防災上の措置を講ずるものとする。また、支障木は極力周辺へ移植を行い修景緑化を図る。工事によって生じた石材は、極力土留め材料に活用する。

(2) スキーリフト等

リフト支柱の色彩は、焦げ茶色とする。

(3) 建築物

(ア) 建築物の高さは15m以下とする。

(イ) 屋根の形態は、落雪の危険防止に配慮した切妻型とし、1/5～1/2の勾配屋根とする。ただし小規模な車庫・倉庫等の建築物についてはこの限りでない。

(ウ) 屋根の色彩は焦げ茶色系又は銅板葺きのままとする。ただし自然素材を用いる場合は素材色も認める。

(エ) 外壁面の色彩は茶色系とする。ただし、自然素材を用いる場合は素材色も認める。また、周囲が集落状況をなすか、外部から望見されない場所においては白色系・黒色系を選択できるものとする。

(オ) 当該施設の汚水処理は、公共下水道によるものとする。それが困難と認められるものについては、当該地域の排水基準を満たす機能を有する施設によるものとする。

(カ) 貯水槽及び浄化槽等は地下埋設とし、上部は周辺地面と同じ様態に復すること。ただし上部を他に活用する場合はこの限りでない。

⑤ その他

(ア) スキー場内の放送等音響については、必要最小限に努める。

(イ) 融雪防止剤の使用は、自然環境への影響が懸念されるため認めない。

●スキー利用期以外は、車道沿や宿舎に近接する緩斜面においては、植物鑑賞、運動、ピクニック等の場として活用することを地域において検討すること。

(ウ) 人工造雪機の使用は、利用者の安全確保上やむを得ず、かつその冬の初冠雪のあった日以降とするよう指導する。

(エ) スキー利用期以外は、車道沿や宿舎に近接する緩斜面においては、植物鑑賞・運動・ピクニック等の場として利用することを検討する。